

平成 23 年 9 月

移動支援事業者 各位

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

同行援護の創設にかかる移動支援からのサービス移行について

平成 22 年 12 月に障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月から障害福祉サービスとして「同行援護」が始まることになりました。

同行援護とは、視覚障害者・児を対象とし、外出の際に支援を必要とされる方へのサービスとして移動支援に代わるものです。

現在、視覚障害のある方が受給されている移動支援の支給決定については、支給決定期間の終了後、同行援護に移行することになりますので、下記によりその概要についてご案内します。

記

1 同行援護への切り替え時期について

現在利用者が受給している移動支援の支給期間終了から同行援護を利用していただきます。支給期間終了後は、引き続いての移動支援の利用ができなくなります。

2 申請手続きについて

同行援護の利用には支給申請が必要です。（自動的に代わることはありません。）移動支援の支給決定期間終了日の概ね 3 ヶ月前に、区役所又は保健所から同行援護の申請について利用者あて案内があります。また、利用者が希望する場合は、移動支援の支給決定期間終了日前からでも同行援護の申請、利用が可能です。

3 同行援護をサービス提供する事業所について

同行援護のサービスを提供するには、事業所の所在する都道府県の指定が必要です。愛知県では居宅介護の事業者あてに、指定についての案内がありますのでご確認ください。居宅介護以外の事業者については、恐縮ですが愛知県にお尋ねください。

なお、愛知県障害福祉課のホームページにも詳細が掲載されていますので

ご覧ください。

○愛知県健康福祉部障害福祉課 電話 052-954-6317

○愛知県障害福祉課ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/shinsei/06topic/doukou/doukou.html>

(「愛知県障害福祉課」を検索してください。課のホームページの左下に「事業者のみなさまへ」の項目があり、すぐ下の「事業者の指定及び関係通知」をクリックしてください。新着情報に掲載されています。)

4 その他

- ① 同行援護のサービスを提供した場合の介護報酬の請求先は、障害福祉サービスのひとつとなるため、名古屋市ではなく国保連合会へお願いします
- ② 今後の移動支援サービスは、視覚障害を事由とする支給決定を行わないため、全身性障害、知的障害、精神障害のいずれか又は重複して障害のある方の利用となります。
- ③ 名古屋市からの移動支援利用者あての案内を添付していますので、参考にしてください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課
指導係 052-972-2578
認定支払係 052-972-2639